

大阪府手話言語条例の概要と その取組みについて

平成29年10月25日

福祉部障がい福祉室自立支援課

◇ 条例の制定まで

(1) 背景・経緯

- 1880 (明治13) 年 ・聴覚障害教育国際会議 (伊・ミラノ) で、手話を使うことを禁止し口話のみを奨励することが決議 (ミラノ会議決議)
- 1925 (大正14) 年 ・日本聾口話普及会が発足。文部省 (当時) のバックアップを受け、口話教育が中心に
- 2005 (平成17) 年 ・日本弁護士連合会が「手話教育の充実を求める意見書」を発表
- 2006 (平成18) 年 ・国連障害者権利条約で、言語に「手話等の非音声言語」を含むことが明記
- 2010 (平成22) 年 ・聴覚障害教育国際会議 (バンクーバー) で、「ミラノ会議決議」を撤回
・全日本ろうあ連盟が、手話言語法制定に向けた運動を開始
- 2011 (平成23) 年 ・障害者基本法に「言語 (手話を含む。) その他の意思疎通のための手段」と規定
- 2013 (平成25) 年 ・鳥取県が、手話言語に関する条例を制定 【全国初】
- 2014 (平成26) 年 ・国際障害者権利条約を批准。
・大阪府議会にて「手話言語法 (仮称)」制定を求める意見書が採択 (全ての自治体の議会で採択)。

◇ 条例の制定まで

(2) 検討体制

- 平成28年4月、手話言語条例検討部会を設置し、4回開催。
- 平成28年8月、検討部会としての提言をまとめる

開催実績

- 第1回 (平成28年5月11日)
・手話言語にかかる背景や取組み状況等について
・今後の議論の方向性・スケジュールについて
- 第2回 (平成28年6月15日)
・手話言語の普及に向けた取組みについて
- 第3回 (平成28年7月20日)
・手話言語条例検討部会提言 (素案) について
- 第4回 (平成28年8月31日)
・手話言語条例検討部会提言 (案) について

提言とりまとめ

- 平成28年8月31日

委員

- 河崎 佳子 神戸大学大学院 教授
- 嵐谷 安雄 大阪府身体障害者福祉協会 会長
- 井澤 昭夫 全国手話通訳問題研究会 大阪支部長
- 泉元 喜則 忠岡町健康福祉部いきがい支援課長
- 大竹 浩司 大阪聴力障害者協会 会長
- 大森 千恵 エルアイ武田 業務部長
- 愼 英弘 四天王寺大学大学院 教授
- 辰巳 佳世 四條畷市健康福祉部障がい福祉課長
- 長宗 政男 大阪聴覚障害者福祉会 理事
- 長谷川 芳弘 全日本ろうあ連盟 副理事長
- 山本 正幸 常磐会学園大学 兼任講師

◇ 条例の制定まで

(3) 「言語としての手話」を取り巻く状況 ～ 部会提言より ～

「手話が言語である」という認識の普及が不十分

- 障害者基本法第3条で、「言語 (手話を含む。)」と明記されている一方で、「手話が言語である」という認識は普及していない (「言語としての手話」の認識を持つ府民の割合*1: 39.8%)。

*1 大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」(H28.8実施)

手話を習得する環境が不十分

- 言語は本来、乳幼児期に自然に習得される。しかし、家族等が手話を使えない場合は、自然習得できず、言語能力の発達に支障を生ずる可能性があるにもかかわらず、手話の自然習得の機会を確保するための法律等はない。
- 言語は、学校の教育課程において文法力や語彙力を高める機会が確保される。しかし、学習指導要領 (特別支援学校) には、手話を指導・習得させる旨の記載がない。

府民がより多くの機会を手話を使用することのできる社会 (=聴覚障がい者が、手話通訳によらずとも手話で意思を通じ合える社会) となっていない。

◇ 条例の概要

- 平成29年3月、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」を公布・施行。
- 「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を規定。

第1条 目的	聴覚障がい者のほか、共に暮らし、学び、又は働く者が手話を習得することで、府民がより多くの機会を手話を使用することができる社会の実現に寄与
第2条 言語としての手話の認識の普及	手話が言語として認識されるための普及啓発
第3条 「乳幼児期からの手話の習得」	聴覚障がい者が、乳幼児期から、その保護者等と共に手話を習得することができる機会の確保
第4条 「学校」による手話の習得	聴覚に障がいのある児童等が在学する学校による手話の習得機会の確保を支援
第5条 「事業者」による手話の習得	聴覚に障がいのある者が勤務する事業者による手話の習得機会の確保を支援

5

◇ 条例の取組み① ～ 言語としての手話の認識の普及【第2条】～

▶ 府の広報媒体などを通じた普及啓発

- ・ 府政だより（6月号・1面）
- ・ ホームページ、メールマガジンSNS、メルマガ など

※その他、メディアに取り上げられることで、広報（TV 5回、新聞12回、専門紙3回）

▶ 府民アンケートの実施

- ・ 「手話が言語である」と認識する割合*が上昇

H28.8	39.8%
H29.9	56.4%

* 民間調査会社に登録するWEBモニター1,000サンプル。

【府政だより（平成29年6月号）】



6

条例の取組み② ～ 「乳幼児期」からの手話の習得【第3条】～

▶ 「こめっこ」の開催【新】

- ・ 乳幼児とその保護者を対象につどいの場「こめっこ」を開催し、楽しく少しずつ手話を獲得。
- ※H29.6.17～ 月2回程度。これまでに10回実施

【こめっこの様子】



▶ 「乳幼児期手話言語獲得NW」の構築・運営【新】

- ・ 乳幼児期からの手話習得の機会の確保に取り組む関係者で構成するネットワーク。

▶ 中途失聴者を主な対象とした手話講座の開催



7

条例の取組み③④ ～ 「学校」「事業者」による手話の習得【第4・5条】～

▶ 社会人向け手話講座の開催【新】

- ・ 聴覚障がいのある児童等が在学する学校の教員等を対象とした手話講座の開催。
- ※今後、さらに幅広い社会人向け手話講座を実施予定（業界団体、保護者向け）

【手話動画（こんにちは）】



▶ 手話に関して取り組む企業の登録・顕彰【新】

▶ 企業との連携【新】

- ・ 「大阪府障がい者サポートカンパニー制度」の優良企業の要件に「言語としての手話の普及への取組」を追加（2団体が登録）。
- ・ (株)サイレントボイスとの事業連携により、手話動画を制作し、府ホームページで公開
- ※ 大阪聴力障害者協会が監修

【手話動画（おやすみ）】



▶ 手話講師のあっせん、カリキュラムに関する情報提供等

8